

コンピュータを利用した事務処理について

平成5年3月30日総三第11号高等裁判所長官，地方，
家庭裁判所長あて事務総長依命通達

改正 平成 7年 3月31日総三第29号
平成12年 8月31日総三第100号
平成26年 2月27日総三第39号

書記官事務及び訟廷事務に関し，別に指定する裁判所において別に指定する事務をコンピュータを利用して処理する場合には，下記の通達の定めにかかわらず，総務局長が定めるところにより取り扱って差し支えありません。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 1 平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」
- 2 平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」
- 3 平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」
- 4 平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」
- 5 平成7年3月24日付け最高裁総三第18号事務総長依命通達「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」

付 記

1 実施

この通達は，平成5年4月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和62年5月26日付け最高裁総三第14号事務総長依命通達「電子計算機等の利用実験について」（以下「旧通達」という。）は，平成5年3月31日限り，廃止する。

3 経過措置

この通達の実施前に旧通達の定めにより電子計算機等の利用実験を行うものと指定された裁

判所及びその裁判所において実験の対象となった事務は、この通達の定めにより指定されたものとみなす。

付 記（平7．3．31総三第29号）

この通達は、平成7年4月1日から実施する。

付 記（平12．8．31総三第100号）

この通達は、平成12年9月4日から実施する。

付 記（平26．2．27総三第39号）

この通達は、平成26年2月27日から実施する。